

平成 25 年 第 4 回 筑紫野市議会定例会（6 月）

提出議案について

平成 25 年 第 4 回 筑紫野市議会定例会（会期：6 月 12 日から 6 月 28 日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

同意第 1 号	筑紫公平委員会委員の選任について
<p>筑紫公平委員会は、地方公務員法第 7 条第 4 項の規定に基づき、筑紫地区 4 市 1 町等により共同設置しており、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決を講ずることなどを目的に 3 名の委員をもって組織されているもので、4 市 1 町の輪番により、選出しています。</p> <p>同委員会委員のうち、萩尾 妙子氏が本年 7 月 24 日で任期満了となりますので、その後任として、木葉 和則氏を選任することについて、筑紫公平委員会設置規約第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。</p>	
同意第 2 号	筑紫野市監査委員の選任について
<p>本件は、議会選出の上村 和男監査委員から、平成 25 年 5 月 27 日をもって退職したい旨の願い出があり、地方自治法第 198 条の規定により、これを承認したところですが、その後任として、宮原 智美氏を選任することについて、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。</p>	
報告第 7 号	平成 24 年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
<p>本件については、地方自治法第 213 条の規定により、平成 24 年度中に事業が終了しないものについて議会の承認を受け、繰越明許費により平成 25 年度へ予算を繰り越しています。</p> <p>このため、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。</p>	

議案第 45 号 市道路線の認定について

路線番号 9108 号二日市北三丁目 1 号線は、二日市北三丁目の有料老人ホーム宅地開発が完了したことにより、移管された道路です。

路線番号 9109 号針摺中央一丁目 1 号線は、国道 3 号西側の道路改良工事が完了したことにより、筑紫野市道路線の認定に関する基準に適合した道路です。

路線番号 9110 号筑紫小学校線は、筑紫小学校に隣接し、筑紫地区まちづくり整備事業として道路改良工事を行う道路です。これらの道路を道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道として認定するため、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第 46 号 平成 25 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 1 号）について

補正予算の主な内容は、歳出予算としては、地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金 218 万 4 千円、生活保護一般事務事業 110 万 3 千円、予防接種事業 1 千 422 万 5 千円の増額や、緊急雇用創出事業臨時特別事業費として二日市地区商店街活性化事業 579 万 2 千円、筑紫野市地域活性化事業 5 千 996 万 4 千円、紫根ブランドの復活事業 1 千 464 万 2 千円を、またコミュニティ・スクール推進事業 100 万円を追加するものです。

歳入予算としては、セーフティネット支援対策等事業費補助金 110 万 3 千円、地域の元気臨時交付金 1 千 186 万 8 千円、コミュニティ・スクール導入実践研究委託金 100 万円、介護基盤緊急整備補助金 218 万 4 千円、緊急雇用創出事業臨時特別基金事業補助金 8 千 39 万 8 千円、後期高齢者医療補助金 235 万 7 千円を増額するものです。

このため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 千 891 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 316 億 6 千 991 万円とするものです。

平成 25 年 第 4 回 筑紫野市議会定例会（6 月）

追加提出議案について

平成 25 年 第 4 回 筑紫野市議会定例会において、6 月 25 日に次の議案を追加提案しましたので、その内容をお知らせします。

議案第 47 号	筑紫野市長及び副市長並びに教育長の給与の特例に関する条例の制定について									
<p>東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、本年度の地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されました。また、地方交付税に係る措置も鑑み、厳しい財政状況が続く中、市長、副市長、教育長の給与を減額するものです。</p> <p>具体的な内容</p> <p>1. 特例期間</p> <p>平成25年7月1日から平成26年3月31日まで</p> <p>2. 給料月額</p> <table data-bbox="443 1400 1141 1579"><tr><td>市長</td><td>▲15%</td><td>(920,000円 → 782,000円)</td></tr><tr><td>副市長</td><td>▲10%</td><td>(755,000円 → 679,500円)</td></tr><tr><td>教育長</td><td>▲10%</td><td>(680,000円 → 612,000円)</td></tr></table>		市長	▲15%	(920,000円 → 782,000円)	副市長	▲10%	(755,000円 → 679,500円)	教育長	▲10%	(680,000円 → 612,000円)
市長	▲15%	(920,000円 → 782,000円)								
副市長	▲10%	(755,000円 → 679,500円)								
教育長	▲10%	(680,000円 → 612,000円)								
議案第 48 号	筑紫野市職員の給与の特例に関する条例の制定について									
<p>議案第 47 号と同じ理由により、本市職員の給与を減額するものです。</p> <p>具体的な内容</p> <p>1. 特例期間</p> <p>平成25年7月1日から平成26年3月31日まで</p> <p>2. 給与減額支給措置</p> <table data-bbox="231 2011 1029 2056"><tr><td>(1) 給料月額</td><td>2級以下</td><td>▲4.77%</td></tr></table>		(1) 給料月額	2級以下	▲4.77%						
(1) 給料月額	2級以下	▲4.77%								

(2) 管理職手当

3~5級 ▲7.77%

6級以上 ▲9.77%

一律 ▲10%